

部局間交流協定(経済)プログラムに関する誓約書

経済学部長・経済学研究科長 殿

年 月 日

経済学部／経済学研究科

学科／専攻コース：

学年：

学籍番号：

氏 名：

署 名：

私は、部局間交流協定(経済)プログラムに申請・参加するにあたり、プログラムの趣旨を理解し次の事項を誓約するとともに、本誓約書にしたがい帰国命令処分を受けても不服を申し立てません。

I. 遵守事項

1. 参加にかかる経費について理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得たうえで申請すること。
2. 参加者として選抜された後においては、本部局において正当と認められる理由以外での辞退はできないことを十分理解のうえ申請すること。
3. プログラム参加に必要な諸手続き（派遣先機関等に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、本学の所属学部・研究科における手続、費用の支払い、保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
4. 留学中は任意の保険に必ず加入すること。保険期間は日本出発から日本帰国までとすること。加入に要する経費は自己負担となる。
5. 留学中の危機管理対策として、部局宛に毎月在籍確認報告をすること。
6. プログラムの目的を達成するため、学習・研究に専念し、派遣先機関において取得した単位を本学部・研究科にて単位認定申請を行うこと。
7. 滞在国（地域）の法令およびプログラム実施機関等の規則を遵守すること。但し、日本で禁止されている薬物については、使用してはいけない。
8. 滞在国（地域）では、不必要に危険な行為はしないこと。
9. プログラム終了後は、必ず帰国し引き続き本学に在籍すること。
10. 申請にあたって所属学部・研究科が知り得た氏名・連絡先その他の個人情報については、本プログラムに必要な業務のほか、東京大学の業務への協力（留学プログラムの広報や学生へのアドバイス等）を依頼する際に利用する必要があることを了承すること。

II. 帰国命令及び奨学金の停止

1. 東京大学は、次の(1)～(6)の場合は、プログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。
 - (1) I の遵守事項に違反した場合
 - (2) 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合
 - (3) 勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合
 - (4) プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合
 - (5) 成業の見込みがないと判断された場合
 - (6) 派遣先機関が所在する国（地域）の治安・状況が悪化した場合
2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。

III. 東京大学が責任を負わない損害

プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)～(5)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。

- (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突如のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。
- (2) プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。
- (3) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。
- (4) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。
- (5) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。

上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

保証人等氏名： _____ 印 _____ 続柄（関係） _____

保証人等住所： _____

電話番号： _____ E-mail： _____

記入された保証人等の個人情報、プログラム実施のために利用し、それ以外の目的では利用しません。